

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【四半期会計期間】	第39期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社アトム
【英訳名】	ATOM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植田 剛史
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄四丁目2番7号
【電話番号】	052(249)5225
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 太田 一義
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄四丁目2番7号
【電話番号】	052(249)5225
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 太田 一義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第2四半期 累計期間	第39期 第2四半期 連結累計期間	第38期 第2四半期 会計期間	第39期 第2四半期 連結会計期間	第38期 連結会計年度
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	12,516,361	21,379,131	6,514,551	11,053,045	24,940,410
経常利益(千円)	273,482	964,445	208,262	652,052	529,267
四半期(当期)純利益(千円)	179,805	43,603	136,878	169,663	143,521
資本金(千円)	-	-	2,973,273	-	-
発行済株式総数(千株)	-	-	普通株式 38,251 優先株式 9,000	-	-
純資産額(千円)	-	-	4,622,482	8,632,793	8,940,984
総資産額(千円)	-	-	13,548,189	29,394,052	30,520,201
1株当たり純資産額(円)	-	-	78.37	21.63	23.23
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.46	0.01	3.55	0.90	2.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.90	-	3.03	0.85	2.77
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	34.1	29.4	29.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	603,701	1,330,805	-	-	880,837
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,194,012	1,068,659	-	-	37,979
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	661,949	1,109,945	-	-	1,680,698
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,825,241	2,410,015	3,257,814
従業員数(人)	-	-	481	970	946

(注) 1. 当社は前連結会計年度から連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度における提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は前第2四半期会計期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第2四半期連結累計(会計)期間に代えて前第2四半期累計(会計)期間について記載しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 当第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	970 (2,548)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員数は()内に1日8時間換算による当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	970 (2,542)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員数は()内に1日8時間換算による当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

前第2四半期会計期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。(以下「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においても同じ。)

(1) 部門別仕入実績

当第2四半期連結会計期間の仕入実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入実績(千円)	前年同四半期比(%)
すし部門	966,918	-
レストラン部門	2,564,390	-
その他の部門	92,342	-
合計	3,623,650	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 部門別販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	販売実績(千円)	前年同四半期比(%)
すし部門	2,242,781	-
レストラン部門	8,554,627	-
その他の部門	255,635	-
合計	11,053,045	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部輸出、生産で改善の動きが見られたものの、設備投資の落ち込みと雇用状況の悪化により厳しい状況で推移しました。

外食産業におきましても、個人消費の低迷が、客数の減少、客単価の低下に繋がり、同業者間の競争も激化してきていることから、経営環境は厳しいものになっております。

このような状況の中、当社は当期間中の新店を5店舗オープンし、3月に吸収合併したジクトの主要業態である「ステーキ宮」の店舗数を業態変更により1店舗増加するとともに、不採算店舗22店舗の閉鎖を行い、収益改善を進めました。

各事業部門の概要は以下の通りです。

すし部門

すし部門での新規出店はありませんでした。

閉店につきましては直営店4店舗（「にぎりの徳兵衛」3店舗、「廻転アトムボーイ」1店舗）を行いました。

この結果、店舗数につきましては82店舗（直営店65店舗、F C店17店舗）となり、当第2四半期連結会計期間における売上高は22億42百万円となりました。

レストラン部門

新規出店につきましては直営店5店舗（「甘太郎」1店舗、「NIJYU-MARU」1店舗、「ステーキ宮」1店舗、「いろはにほへと」1店舗、「時遊館」1店舗）を出店いたしました。

業態変更につきましては直営店1店舗（「ラ・アモーレ」より「ステーキ宮」へ1店舗）を行いました。

改装につきましては、直営店2店舗（「カルビ大将」1店舗、「韓の食卓」1店舗）を行いました。

閉店につきましては直営店18店舗（「えちぜん」2店舗、「濱ふうふう」3店舗、「四天王」2店舗、「カルビ大将」2店舗、「がんこ亭」2店舗、「ウィルビー」2店舗、「フリークス」1店舗、「かつ時」1店舗、「旨いもん屋」1店舗、「天ぷらときわ」1店舗、「M'sダイニング」1店舗）を行いました。

この結果、店舗数につきましては341店舗（直営店327店舗、F C店14店舗）となり、当第2四半期連結会計期間における売上高は85億54百万円となりました。

その他の部門

新規出店、業態変更、改装及び閉店はありません。

店舗数につきましては4店舗（直営店3店舗、F C店1店舗）で変更なく、当第2四半期連結会計期間におけるロイヤリティー、「その他」の売上高は2億55百万円となりました。

以上の結果、店舗数につきましては合計427店舗（直営店395店舗、F C店32店舗）、当第2四半期連結会計期間における売上高は110億53百万円、営業利益は6億74百万円、経常利益は6億52百万円、四半期純利益は1億69百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが9億51百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが6億78百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが8億67百万円の支出となった結果、第1四半期連結会計期間末より5億94百万円減少し、24億10百万円(第1四半期連結会計期間末は30億4百万円)となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は9億51百万円となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益(2億11百万円)、減価償却費の計上(4億45百万円)及び固定資産除却損の計上(2億53百万円)によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6億78百万円となりました。

資金支出としては有形固定資産の取得による支出(7億36百万円)、資金収入としては敷金及び保証金の返還による収入(1億59百万円)等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は8億67百万円となりました。

これは主に長期借入金の返済による支出(11億68百万円)、短期借入金の返済による支出(4億95百万円)及び短期借入れによる収入(7億5百万円)によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社の対処すべき課題の状況に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当期の見通しにつきましては、企業業績の低迷、雇用状況の悪化による個人消費が減退傾向にあり、当期中の個人消費の回復は難しいものと予想されます。

当社としましては当初予定した新店12店舗を10店舗とし不採算店舗から「ステーキ宮」への業態変更に力を入れるとともに経費削減による利益改善を行ってまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、新規出店により5店舗が新たに当社の主要な設備となりました。その設備の状況は、次のとおりであります。

店名	事業の名称	土地		建物及び構築物 (千円)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	投下資本 合計 (千円)	席数 (人)	従業員数 (人)	オープン 年月
		面積 (㎡)	金額 (千円)							
NIJYU-MARU 静岡紺屋町店 (静岡県静岡市葵区)	飲食事業 (レストラン部門)	-	-	23,305	20,000	5,157	48,463	106	2	平成21年 8月
甘太郎 名古屋名鉄レジャック店 (愛知県名古屋市中村区)	飲食事業 (レストラン部門)	-	-	51,382	35,474	4,127	90,984	240	4	平成21年 8月
ステーキ宮 金沢有松店 (石川県金沢市)	飲食事業 (レストラン部門)	(630.00)	(3,920)	51,443	-	23,275	74,719	128	3	平成21年 8月
いろはにほへと 八戸八日町店 (青森県八戸市)	飲食事業 (レストラン部門)	-	-	44,411	-	20,075	64,487	98	4	平成21年 8月
時遊館 水戸駅南口店 (茨城県水戸市)	飲食事業 (レストラン部門)	-	-	38,797	-	32,186	70,984	172	2	平成21年 8月

(注) 1. 資産の金額は、帳簿価額で示しており、消費税等は含まれておりません。

2. 上記「その他」は、工具器具及び備品の合計であります。

3. 土地の()内の数字は賃借中のものであります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却について完了したものは、次のとおりです。

(イ) 新設

上記、主要な設備の状況に記載の5店舗が完了し、平成21年8月より稼働しております。

(口) 除却

事業の内容	設備の内容	所在地	業態	対象店舗数(店舗)	除却等の年月	摘要
飲食事業	店舗設備	栃木県	レストラン(洋食)	1	平成21年7月～ 平成21年9月	不採算店の閉鎖
		石川県	レストラン(しゃぶしゃぶ)	1		
			レストラン(インターネットカフェ)	1		
		山梨県	レストラン(焼肉)	1		
		長野県	すし	1		
			レストラン(和食)	1		
		岐阜県	すし	1		
			レストラン(しゃぶしゃぶ)	2		
			レストラン(ラーメン)	1		
		静岡県	レストラン(インターネットカフェ)	1		
		愛知県	すし	2		
			レストラン(焼肉)	2		
			レストラン(とんかつ)	1		
			レストラン(ラーメン)	1		
			レストラン(居酒屋)	1		
		三重県	レストラン(焼肉)	1		
レストラン(天ぷら)	1					
滋賀県	レストラン(和食)	1				
計	-	22				

当第2四半期連結会計期間において新たに確定した重要な新設及び除却計画は次のとおりです。

(イ) 新設

前四半期連結会計期間末において予定した新店12店を10店舗に変更しております。

なお、第3四半期以降のオープン計画は次のとおりです。

部門名	事業の名称	土地		建物及び構築物(千円)(予定)	リース資産(千円)(予定)	その他(千円)(予定)	投資資本合計(千円)(予定)	既支払額(千円)	席数(席)(予定)	従業員数(人)(予定)	オープン年月(予定)
		面積(m ²)	金額(千円)								
海へ桑名店(三重県桑名市)	飲食事業	(1,678.33)	(5,040)	67,057	63,036	7,450	137,544	22,847	107	3	平成21年12月
ステーキ宮桑名店(三重県桑名市)	飲食事業	(1,678.33)	(5,040)	92,800	-	24,000	116,800	21,888	140	3	平成21年12月

(ロ) 除却

前四半期連結会計期間末において予定した閉店33店舗を26店舗に変更しております。

なお、第3四半期以降の閉店計画は次のとおりです。

事業の内容	設備の内容	所在地	業態	対象店舗数(店舗)	除却等の年月	摘要
飲食事業	店舗設備	福井県	レストラン	1	平成21年10月～ 平成22年1月	不採算店の閉鎖
		山梨県	すし	1		
		岐阜県	レストラン	1		
		愛知県	すし	1		
		計	-	4		

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	290,999,968
A種優先株式 (第1回優先株式)	9,000,000
B種優先株式 (第2回優先株式、第3回優先株式、第4回優先株式)	32
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	168,469,955	168,469,955	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第二部	単元株式数100株
第1回優先株式	9,000,000	9,000,000	非上場	(注)1
第2回優先株式	7	7	非上場	(注)2
第3回優先株式	7	7	非上場	(注)3
第4回優先株式	18	18	非上場	(注)4
計	177,469,987	177,469,987	-	-

(注)1. 第1回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 単元株式数

100株

(2) 第1回優先配当金

(a) 第1回優先配当金の額

当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回優先株式を有する株主(以下「第1回優先株主」という。)又は第1回優先株式の登録質権者(以下「第1回優先登録質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下「第1回優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において第1回優先中間配当金が支払われた場合、第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{第1回優先配当金} = 200\text{円} \times 2\%$$

(b) 第1回優先中間配当金の額

中間配当を行う場合、当社は、第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額を支払う。

(c) 累積条項

ある営業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払第1回優先配当金」という。)については、第1回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に支払う。

(d) 非参加条項

第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対し、第1回優先株式1株につき200円及び累積未払第1回優先配当金相当額を支払う。
(b) 第1回優先株主又は第1回優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 買受け

- (a) 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第1回優先株式のみを買い受けることができる。
(b) 第1回優先株主は、当社が行う他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、第1回優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。

(5) 議決権

第1回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 分割又は併合

当社は、定款の定めにより第1回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(7) 買取請求

- (a) 第1回優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、第1回優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払第1回優先配当金相当額及び日割未払第1回優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、商法の規定に従い第1回優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。
(b) 日割未払第1回優先配当金相当額は、買取りがなされる営業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する営業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。
(c) 買取請求は、買取りの効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する営業年度において既に買取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

(8) 転換予約権

(a) 転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成17年11月1日以降とする。

(b) 転換の条件

優先株式は、1株につき下記(a)及び(b)に定める転換価額により、第1回優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(ア) 当初転換価額

転換価額は、当初200円とする。

(イ) 転換価額の調整

- (i) 転換価額は、第1回優先株式の発行日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下、調整後の転換価額を「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{1株当たりの払込} \cdot \text{処分普通株式数} \times \text{金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}$$

時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、かかる発行又は移転を合せて「交付」という。）（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合、調整後転換価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合、

調整後転換価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合、

調整後転換価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(ii) 本第(b)項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 上記(i)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合。

第 号のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。

(iv) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整を行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

(v) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。

(vi) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。

(vii) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。

上記(i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。）

上記(i)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

上記(i)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額

上記(i)の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額

(c) 転換により発行すべき普通株式数

第1回優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(d) 転換の請求により交付する株式の内容

当社普通株式

(e) 転換請求受付場所

株式会社アトム名古屋本社

(f) 転換の効力の発生

転換の効力は、当社所定の転換請求書及び第1回優先株券が前記(5)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(g) 転換後第1回目の配当

第1回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めなし。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(注) 2. 第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第2回優先配当金の額

(a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第2回優先株式を有する株主（以下「第2回優先株主」という。）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下「第2回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第2回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第2回優先中間配当金が支払われた場合、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

(b) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第2回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。

(c) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第2回優先配当金」という。）については、第2回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に支払う。

(d) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第2回優先中間配当金の額

(a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第2回優先中間配当金」という。）を支払う。

(b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第2回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、累積未払第2回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第2回優先配当金相当額及び第2回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

- (a) 第2回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第2回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第2回優先株式の転換請求と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。転換請求のために提出した第2回優先株式の払込金額の総額

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第2回優先株式の払込金額の総額時価}}{\text{転換価額}}$$

(d) 転換価額

転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 転換請求可能期間

第2回優先株主が転換請求することができる期間は、平成21年10月1日からとする。

(f) 転換請求受付場所

株式会社アトム 第一管理部 総務課

(g) 転換請求の効力の発生

転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項（強制転換）

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 強制転換と引換えに交付する株式の数
第2回優先株式の強制取得と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第2回優先株式の払込金額の総額時価}}{\text{転換価額}}$$

(d) 強制転換価額

強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (e) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項 (強制償還)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日(以下「強制取得日」という。)において、第2回優先株式を取得(以下「強制取得」という。)することができる。
- (b) 強制取得と引換えに交付する財産(金銭に限る。)の金額(以下「償還価額」という。)は、第2回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第2回優先配当金相当額及び日割未払第2回優先配当金相当額を加えた額とする。
- (c) 日割未払第2回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得金額を含む。)の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第2回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (a) 定款変更(株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。)
- (b) 株式の併合又は分割
- (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第2回優先株式の譲渡又は取得については、第2回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の残余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したため。

(注) 3. 第3回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第3回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第3回優先株式を有する株主(以下「第3回優先株主」という。)又は第3回優先株式の登録株式質権者(以下「第3回優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第3回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「第3回優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において第3回優先中間配当金が支払われた場合、第3回優先配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第3回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。

- (c) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第3回優先配当金」という。）については、第3回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当を行わない。
- (3) 第3回優先中間配当金の額
- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第3回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第3回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。
- (4) 残余財産の分配
- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、累積未払第3回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第3回優先配当金相当額及び第3回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。
- (5) 議決権
第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 取得請求権（転換請求権）
- (a) 第3回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第3回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第3回優先株式の転換請求と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額
- $$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額時価}}{\text{転換価額}}$$
- (d) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 転換請求可能期間
第3回優先株主が転換請求することができる期間は、平成22年10月1日からとする。
- (f) 転換請求受付場所
株式会社アトム 第一管理部 総務課
- (g) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。
- (7) 取得条項（強制転換）
- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(c) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第3回優先株式の強制取得と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額時価}}{\text{転換価額}}$$

(d) 強制転換価額

強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項（強制償還）

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。

(b) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第3回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第3回優先配当金相当額及び日割未払第3回優先配当金相当額を加えた額とする。

(c) 日割未払第3回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第3回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

(a) 定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）

(b) 株式の併合又は分割

(c) 株式の株主割当て又は無償割当て

(d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第3回優先株式の譲渡又は取得については、第3回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

(a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(b) 当社の残余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したため。

(注) 4. 第4回優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第4回優先配当金の額

(a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第4回優先株式を有する株主（以下「第4回優先株主」という。）又は第4回優先株式の登録株式質権者（以下「第4回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第4回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第4回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第4回優先中間配当金が支払われた場合、第4回優先配当金の支払いは、第4回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

(b) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第4回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。

(c) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第4回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第3回優先配当金」という。）については、第4回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に支払う。

(d) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、第4回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第4回優先中間配当金の額

(a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株式1株につき第4回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第4回優先中間配当金」という。）を支払う。

(b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第4回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、累積未払第4回優先配当金相当額を支払う。

(b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第4回優先配当金相当額及び第4回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第4回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

(a) 第4回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第4回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(c) 転換請求と引換えに交付する株式の数

第4回優先株式の転換請求と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額時価}}{\text{転換価額}}$$

(d) 転換価額

転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 転換請求可能期間

第4回優先株主が転換請求することができる期間は、平成23年10月1日からとする。

(f) 転換請求受付場所

株式会社アトム 第一管理部 総務課

(g) 転換請求の効力の発生

転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項 (強制転換)

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日(以下「強制転換日」という。)において、第4回優先株式を取得(以下「強制転換」という。)することができる。

(b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式

(c) 強制転換と引換えに交付する株式の数

第4回優先株式の強制取得と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額時価}}{\text{転換価額}}$$

(d) 強制転換価額

強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項 (強制償還)

(a) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日(以下「強制取得日」という。)において、第2回優先株式を取得(以下「強制取得」という。)することができる。

(b) 強制取得と引換えに交付する財産(金銭に限る。)の金額(以下「償還価額」という。)は、第4回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第4回優先配当金相当額及び日割未払第4回優先配当金相当額を加えた額とする。

(c) 日割未払第4回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第4回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得金額を含む。)の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第4回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

(a) 定款変更(株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。)

(b) 株式の併合又は分割

(c) 株式の株主割当て又は無償割当て

(d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第4回優先株式の譲渡又は取得については、第3回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の残余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したため。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条の2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成17年7月14日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	500
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)
新株予約権の行使期間	自平成20年7月14日 至平成22年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注) 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は、旧商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 行使価額の調整

- (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合、
調整後行使価額は、振込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。
- () 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合、
調整後行使価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- () 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額(旧商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合。
- 調整後行使価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (b) 「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 上記(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- () 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。
- () 上記()のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とする場合。
- () 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。
- (d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。
- (f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (g) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- () 上記第(a)号()の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額とする。)
- () 上記第(a)号()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- () 上記第(a)号()の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
- () 上記第(a)号()の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (h) 行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞無く本社債権者に対して通知する。

株式会社ジクト第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(株式会社ジクトとの合併に伴い平成21年3月26日継承)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,200
新株予約権の数(個)	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,666,666
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000,000 (注)
新株予約権の行使期間	自平成21年3月26日 至平成25年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 (注) 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は、旧商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 行使価額の調整

- (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規交付普通株式数}}$$

- () 時価を下回る払込金額をもって普通株式を募集する場合、調整後行使価額は、払込期日の翌日以降又は株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- () 株式の無償割当又は株式の分割により普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、株式の無償割当又は分割のための割当日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる取得請求権付き又は取得請求権付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「取得株式等」という。)を交付する場合、調整後行使価額は、その取得株式等の払込期日又は割当日に、交付される取得株式等の全てが取得され、その取得と引換えに当社の普通株式が交付されたものとみなし、取得株式等の交付日又は割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が、取得株式等の払込期日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、取得され得る最初の日の前日に交付され、かつ、取得株式等の全てが取得されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- () 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を交付する場合、調整後行使価額は、新株予約権の割当日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、新株予約権の割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、新株予約権の行使に際して交付される普通株式1株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額が、新株予約権の割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (b) 行使価格の調整において、「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 上記第(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- () 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、資本金若しくは準備金の減少、自己株式若しくは自己新株予約権の取得又は株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。
- () 上記(i)のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とする場合。
- () 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されていると判断される場合。
- (d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し調整後行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。
- (f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその割当日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、調整後行使価額を適用する日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (g) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下の金額をいう（金銭以外の財産による出資、払込み又は給付の場合には、会社法に従い決定される適正な価額とする。）。
- () 上記第(a)号(i)の場合は、当該払込金額
- () 上記第(a)号(ii)の場合は、0円
- () 上記第(a)号(iii)の場合は、取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額
- () 上記第(a)号(iv)の場合は、新株予約権の行使により交付される99普通株式1株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額
- (h) 行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本社債権者に対して通知する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	177,469,987	-	2,973,273	-	300,000

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2-1 ランドマークタワー32階	146,380	82.48
鈴木 栄一	栃木県宇都宮市	1,109	0.62
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12-6	589	0.33
株式会社ベルモール	栃木県宇都宮市陽東6丁目2-1	544	0.30
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜4丁目1-25	501	0.28
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1-18	391	0.22
井上 ヒロ子	栃木県宇都宮市	374	0.21
鈴木 一雄	栃木県宇都宮市	307	0.17
太陽実業株式会社	群馬県前橋市本町2丁目14-8 新生情報ビル8階	241	0.13
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	225	0.12
計	-	150,666	84.89

(注) 1. 当社は自己株式2,466千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。

2. 株式会社コロワイドの所有株式数には、日本証券金融株式会社との株券貸借契約に基づく貸株300千株分を含めて表記しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2-1 ランドマークタワー32階	1,373,802	82.79
鈴木 栄一	栃木県宇都宮市	11,096	0.66
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12-6	5,898	0.35
株式会社ベルモール	栃木県宇都宮市陽東6丁目2-1	5,442	0.32
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜4丁目1-25	5,009	0.30
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1-18	3,915	0.23
井上 ヒロ子	栃木県宇都宮市	3,749	0.22
鈴木 一雄	栃木県宇都宮市	3,078	0.18
太陽実業株式会社	群馬県前橋市本町2丁目14-8 新生情報ビル8階	2,418	0.14
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	2,257	0.13
計	-	1,416,664	85.38

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回優先株式 9,000,000 第2回優先株式 7 第3回優先株式 7 第4回優先株式 18	-	優先株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,466,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 165,922,700	1,659,227	-
単元未満株式	普通株式 80,655	-	-
発行済株式総数	177,469,987	-	-
総株主の議決権	-	1,659,227	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ600株及び50株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数60個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式71株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アトム	名古屋市中区 栄四丁目2番7号	2,466,600	-	2,466,600	1.39
計	-	2,466,600	-	2,466,600	1.39

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	296	290	303	320	360	320
最低(円)	286	284	287	300	309	291

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (3) 前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結損益計算書に代えて、前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期損益計算書を記載し、前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,410,015	3,277,939
売掛金	368,446	407,979
たな卸資産	³ 314,335	³ 359,549
その他	1,414,863	1,454,851
貸倒引当金	871	661
流動資産合計	4,506,788	5,499,657
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	10,626,297	10,807,521
土地	4,364,998	4,364,998
その他(純額)	2,449,161	2,061,758
有形固定資産合計	¹ 17,440,456	¹ 17,234,277
無形固定資産		
167,310	167,310	170,203
投資その他の資産		
敷金及び保証金	6,102,999	6,436,390
その他	1,423,106	1,428,346
貸倒引当金	246,610	248,674
投資その他の資産合計	7,279,495	7,616,062
固定資産合計	24,887,263	25,020,543
資産合計	29,394,052	30,520,201
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,452,272	2,315,208
1年内償還予定の社債	687,000	32,000
1年内償還予定の転換社債	500,000	-
短期借入金	1,092,810	342,830
1年内返済予定の長期借入金	3,598,450	3,966,552
未払法人税等	147,403	247,741
引当金	381,921	259,742
その他	2,191,248	2,457,665
流動負債合計	11,051,106	9,621,740
固定負債		
社債	-	671,000
転換社債型新株予約権付社債	2,200,000	2,700,000
長期借入金	5,618,671	6,712,584
引当金	26,550	29,940
その他	1,864,930	1,843,952
固定負債合計	9,710,151	11,957,476

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債合計	20,761,258	21,579,217
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,973,273	2,973,273
資本剰余金	6,384,339	6,384,346
利益剰余金	668,705	926,135
自己株式	990,623	990,388
株主資本合計	9,035,694	9,293,366
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	351,993	297,879
繰延ヘッジ損益	50,908	54,502
評価・換算差額等合計	402,901	352,382
純資産合計	8,632,793	8,940,984
負債純資産合計	29,394,052	30,520,201

(2) 【四半期連結損益計算書】
【前第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	12,516,361
売上原価	4,708,229
売上総利益	7,808,131
販売費及び一般管理費	7,561,325
営業利益	246,805
営業外収益	
不動産賃貸収入	104,744
その他	49,383
営業外収益合計	154,127
営業外費用	
支払利息	40,527
不動産賃貸原価	82,572
その他	4,351
営業外費用合計	127,451
経常利益	273,482
特別利益	
固定資産売却益	13,470
貸倒引当金戻入額	14,897
特別利益合計	28,367
特別損失	
固定資産除却損	77,110
固定資産売却損	17,575
その他	4,190
特別損失合計	98,875
税引前四半期純利益	202,974
法人税、住民税及び事業税	23,169
法人税等合計	23,169
四半期純利益	179,805

【当第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
売上高	21,379,131
売上原価	7,070,446
売上総利益	14,308,684
販売費及び一般管理費	13,311,040
営業利益	997,643
営業外収益	
不動産賃貸収入	279,358
その他	79,646
営業外収益合計	359,005
営業外費用	
支払利息	165,168
不動産賃貸原価	207,258
その他	19,776
営業外費用合計	392,203
経常利益	964,445
特別利益	
固定資産売却益	5,961
債務保証損失引当金戻入額	3,390
貸倒引当金戻入額	3,161
特別利益合計	12,513
特別損失	
固定資産除却損	366,499
減損損失	184,461
店舗閉鎖損失引当金繰入額	208,470
賃貸借契約解約損	65,663
その他	24,839
特別損失合計	849,935
税金等調整前四半期純利益	127,023
法人税、住民税及び事業税	83,456
法人税等調整額	36
法人税等合計	83,419
四半期純利益	43,603

【前第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	6,514,551
売上原価	2,450,476
売上総利益	4,064,075
販売費及び一般管理費	3,871,642
営業利益	192,433
営業外収益	
不動産賃貸収入	52,536
その他	27,806
営業外収益合計	80,343
営業外費用	
支払利息	19,829
不動産賃貸原価	41,309
その他	3,375
営業外費用合計	64,513
経常利益	208,262
特別利益	
固定資産売却益	13,470
貸倒引当金戻入額	14,408
特別利益合計	27,879
特別損失	
固定資産除却損	65,913
固定資産売却損	17,575
その他	4,190
特別損失合計	87,678
税引前四半期純利益	148,462
法人税、住民税及び事業税	11,584
法人税等合計	11,584
四半期純利益	136,878

【当第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
売上高	11,053,045
売上原価	3,653,976
売上総利益	7,399,068
販売費及び一般管理費	6,724,386
営業利益	674,682
営業外収益	
不動産賃貸収入	139,257
その他	36,497
営業外収益合計	175,755
営業外費用	
支払利息	82,747
不動産賃貸原価	103,452
その他	12,185
営業外費用合計	198,384
経常利益	652,052
特別利益	
固定資産売却益	4,961
債務保証損失引当金戻入額	1,695
貸倒引当金戻入額	1,705
特別利益合計	4,951
特別損失	
固定資産除却損	253,645
減損損失	29,811
店舗閉鎖損失引当金繰入額	110,537
賃貸借契約解約損	51,356
その他	90
特別損失合計	445,442
税金等調整前四半期純利益	211,561
法人税、住民税及び事業税	41,884
法人税等調整額	12
法人税等合計	41,897
四半期純利益	169,663

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【前第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	202,974
減価償却費	354,362
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,155
賞与引当金の増減額(は減少)	18,600
支払利息	40,527
固定資産除却損	77,110
売上債権の増減額(は増加)	53,663
仕入債務の増減額(は減少)	176,648
その他	213,168
小計	694,562
利息及び配当金の受取額	9,102
利息の支払額	54,546
法人税等の支払額	45,418
営業活動によるキャッシュ・フロー	603,701
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	316,695
関係会社貸付けによる支出	1,000,000
敷金及び保証金の回収による収入	101,497
その他	21,184
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,194,012
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,440,000
長期借入金の返済による支出	827,866
社債の償還による支出	180,000
自己株式の取得による支出	953,393
配当金の支払額	144,057
その他	3,368
財務活動によるキャッシュ・フロー	661,949
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,252,260
現金及び現金同等物の期首残高	3,077,502
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,825,241

【当第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	127,023
減価償却費	868,529
支払利息	165,168
固定資産除却損	366,499
減損損失	184,461
売上債権の増減額(は増加)	39,532
たな卸資産の増減額(は増加)	45,214
仕入債務の増減額(は減少)	137,064
その他	285,693
小計	1,647,801
利息及び配当金の受取額	7,599
利息の支払額	155,022
法人税等の支払額	169,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,330,805
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,263,285
敷金及び保証金の差入による支出	117,231
敷金及び保証金の回収による収入	398,573
その他	86,715
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,068,659
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1,265,000
短期借入金の返済による支出	515,020
ファイナンス・リース債務の返済による支出	80,635
長期借入れによる収入	570,000
長期借入金の返済による支出	2,032,015
配当金の支払額	301,032
その他	16,242
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,109,945
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	847,799
現金及び現金同等物の期首残高	3,257,814
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,410,015

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積額の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、一般債権の貸倒見積高につきましては、前連結会計年度末で用いた貸倒実績率を使用しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、19,262,591千円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、20,076,826千円です。
2 保証債務 当社従業員の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。	2 保証債務 他社及び当社従業員の金融機関借入金に対して次のとおり保証を行っております。
従業員 1,383千円	(有)エムエヌ富士 1,230千円 従業員 1,725千円 計 2,955千円
3 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。	3 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。
商品 64,275千円 原材料及び貯蔵品 250,059千円	商品 129,919千円 原材料及び貯蔵品 229,629千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第 2 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給料手当	967,744千円
その他人件費	1,845,438千円
賞与引当金繰入額	80,114千円
退職給付費用	13,500千円

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給料手当	1,944,471千円
その他人件費	3,319,536千円
賞与引当金繰入額	77,322千円
退職給付費用	31,635千円
賃借料	2,631,787千円
減価償却費	841,723千円

前第 2 四半期会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給料手当	484,598千円
その他人件費	960,182千円
賞与引当金繰入額	48,000千円
退職給付費用	6,750千円

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給料手当	961,751千円
その他人件費	1,690,651千円
賞与引当金繰入額	45,578千円
退職給付費用	15,597千円
賃借料	1,304,539千円
減価償却費	431,505千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,825,241
現金及び現金同等物	1,825,241

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	2,410,015
現金及び現金同等物	2,410,015

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	168,469,955株
第1回優先株式	9,000,000株
第2回優先株式	7株
第3回優先株式	7株
第4回優先株式	18株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,466,671株
------	------------

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月25日 取締役会	普通株式	217,032	1	平成21年2月28日	平成21年5月21日	利益剰余金
	第2回優先株式	10,500	1,500,000	平成21年3月31日	平成21年5月21日	利益剰余金
	第3回優先株式	10,500	1,500,000	平成21年3月31日	平成21年5月21日	利益剰余金
	第4回優先株式	27,000	1,500,000	平成21年3月31日	平成21年5月21日	利益剰余金
平成21年4月28日 取締役会	第1回優先株式	36,000	4	平成21年3月31日	平成21年6月22日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

当社グループは、主として直営店による飲食店チェーンを展開しており、当該事業区分の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

当社グループは、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	21.63円	1株当たり純資産額	23.23円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.46円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3.90円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	179,805
普通株主に帰属しない金額(千円)	18,000
普通株式に係る四半期純利益(千円)	161,805
期中平均株式数(千株)	36,318
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	22,285
(うち支払利息(税額相当額控除後))	
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	
普通株式増加数(千株)	10,781
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.01円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益(千円)	43,603
普通株主に帰属しない金額(千円)	42,000
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,603
期中平均株式数(千株)	166,003
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	3.55円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3.03円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	136,878
普通株主に帰属しない金額(千円)	9,000
普通株式に係る四半期純利益(千円)	127,878
期中平均株式数(千株)	36,015
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	12,000
(うち支払利息(税額相当額控除後))	
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	
普通株式増加数(千株)	10,066
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.90円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	0.85円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	169,663
普通株主に帰属しない金額(千円)	21,000
普通株式に係る四半期純利益(千円)	148,663
期中平均株式数(千株)	166,003
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	4,939
(うち支払利息(税額相当額控除後))	
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	
普通株式増加数(千株)	14,666
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じて処理を行っておりますが、当第2四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社アトム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡野 英生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アトムの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第38期事業年度の第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アトムの平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社アトム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡野 英生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アトムの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アトム及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。